

令和6年7月25日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、極東ボクシングジム（以下「極東ジム」という）所属ボクサーである添田 恵亮（ライセンスNo.51860）選手を令和 6 年 7 月 24 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 極東ジム添田 恵亮選手は、令和 6 年 7 月 25 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は添田 恵亮選手を令和 6 年 7 月 24 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条条第 2 項 2 号に基づき、極東ジムのマネージャーである四方 亜希子（ライセンスNo.44216）氏を戒告処分とする。

理由： 四方 亜希子は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション